ン・スクール」という、一斉授業の廃止や学級・学年制の廃止、教育課程の弾力化をすすめ、個性を尊重し、個人に応じた学習を行う学校が現れた。1980 年代になると、人種差別撤廃を目的に特別プログラムを実施する「マグネット・スクール」など、通学区域の自由化や特色ある公立学校づくりなどがすすめられるようになる。さらに、私立学校の授業料に相当する額のクーポンを与える「学校バウチャー」制度や、税金を免除する「タックス・クレジット」というプランも登場した。ニューヨーク市マンハッタン区では学校選択制度が始まり、保護者に学校選択の自由が認められるとともに、校長に一定の学校運営権限が与えられた。そして1991 年、公立学校の選択プログラムが成功を収め、人々の支持を集める中で、選択の幅はもっと広くてよい、幅を広げるべきだという意見が強まり、ミネソタ州で全米初の「チャーター・スクール法」が制定され、翌1992 年、ミネソタ州のセントポールに全米第1号のチャーター・スクール「シティ・アカデミー」が開校した。

3 チャーター・スクールの登場

(1) チャーター・スクール制度の基本理念

「チャーター・スクール」とは、教育委員会による学校開設特権の"独占"を打ち破ろうとするものである。申請者は教師でも父母でも構わないが、自前の学校を作りたいと思ったら、計画をまとめ、地元の教育委員会などに認可を申請する。計画がよければ、公立学校として認可される。要するに、「手づくりの公立学校」である。

「チャーター」とは、特認の許可状、または特許状の意味で、これをもらって開校し、公的資金を受ける。チャーター・スクールとして認可されたら、一定の契約期間内に生徒達の学力を確実に伸ばさなければならず、何らかの教育効果を達成しないと「チャーター」取り消しとなり、その時点で閉校しなければならない。行政機構が"上から"設置したものとは一味違う"下から"の学校づくりであり、旧態依然とした伝統タイプの学校とは異なる新しいタイプの学校を、あくまでも公立として、公教育の枠組みのなかで生み出す制度である。その基本理念として、次の四つが挙げられる。

結果責任の明確化

学校運営に関する権限の大幅な移譲と引き替えに、学校の活動結果に対する責任を明確 化する。標準テストやその他の方法により、学校の評価とその結果の公表をおこなう。 2 ~3年ごとに学校の運営結果について評価を行い、資金提供者(地方自治体,非営利団体 等)に対して存続の承認を得る。

新たな教育の選択肢の提供

既存の公立教育の形態に合わない生徒、あるいは特別なニーズを持った生徒に対し、 色々な選択肢を提供する。ただし公的資金で運営される以上、エリート教育や特殊な才能 教育は、チャーター・スクールの範疇からは除外される。実際、殆どのチャーター・スクー ルで入学選抜は実施していない。

教育への起業家精神の導入

学校設立の規制を低くして、教育者や保護者、その他の団体に理想とする教育を実施できる機会を提供する。これにより、斬新なアイデアや外部の有効なサービス、人材・資源が積極的に教育現場に活用されるとともに、起業家精神により教育全体が活性化される。

公立教育への市場原理の導入

チャーター・スクールが生徒一人当たりに受け取る公的資金は、地域の公立学校と同レベルかそれ以下である。また生徒は、授業単位でチャーター・スクールと従来の公立学校との間で選択が可能である。このように同じ土俵の上で結果を出すことにより、周囲の公立学校との競争を煽り、結果的に地域の教育全体を活性化する。

(2) 現状と成果

現在、チャーター・スクールの数は、全米 26 州、1700 校に達し、51 万人が学んでいる。